

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第2回）
開催日時	平成21年5月13日（水曜日）午後6時から午後7時45分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：保谷委員、横澤委員、岡本委員、十重田委員、長谷川委員、河野委員、横道委員 説明員：危機管理室 東原特命主幹、五十嵐主査、鈴木主任 福祉部高齢者支援課 鈴木課長、横山課長補佐、 福祉部障害福祉課 磯崎課長、青柳課長補佐 事務局：総務部総務法規課 下田部長、澤谷課長、遠藤係長、早川主査、白戸主事
議題	西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて
会議資料	議題資料 ・ 諮問書 ・ 西東京市災害時要援護者避難支援プラン全体計画 ・ 西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱 ・ 災害時要援護者登録制度対象者数一覧表 ・ 介護保険事務の手引き
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
議題	西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（危機管理室）
	説明員： 事務局及び説明員より資料について説明 会長： 今までの説明から考えると、要援護者とするかどうかの線引きが非常に難しいことが分かる。だれが線引きをすることになっているのか。 説明員： 審議会を対象者を大きな枠組みで判断をいただいた後、危機管理室や高齢者支援課等で、優先度を吟味していく。 説明員： 全体計画では手上げ・同意方式での要援護者登録制度の対象者を65歳以上の独居又は高齢者のみの世帯の方、要介護認定を受けている方、心身に障害のある方、難病の方、その他希望される方としており、関係機関共有方式でも基本的な枠組みは同様の範囲と考えている。 会長： 審議会委員としてもどのくらいの人数の申込みがあり、どのくらいに絞り込まれるの

か、ある程度のものが見えないと判断しづらい。数が多くなればなるほど個人情報の保護は重要になる。個人情報が出たときの危険性も考えなければいけない。危機管理室で示した範囲の人数とするとあまりにも数が多く、現実的でない。

説明員：

対象者として示した人数は最大値と考えており、このうちどのくらいの人を要援護者として支援していくのかについては、危機管理室では情報を持っていないので分からない。

会長：

それではやはり人数が多過ぎる。実際に使える数字まで絞り込んだ状況で判断すべきと考える。

委員：

前回該当者は3万6千人で、重複を除くと8千人くらいではないかと聞いた。練馬区では3月現在の手上げ・同意方式で3千人くらいと聞いたが、練馬区と西東京市とではどのように違うのか。

説明員：

練馬区の人口は70万人なので、そのような数字になると考えている。今回は、対象者が65歳以上だとあまりにも人数が多いので、70歳以上にするのか75歳以上にするのかという議論があった。危機管理室としては考え方はできる限り一つにするのが良いと考えているので、全体プランと同様に関係機関共有方式でも65歳以上として統一したい。3万5千人といっても元気な高齢者を除くことで人数は圧縮できるが、データがないのでどのくらい圧縮できるかは分からない。要介護の方、障害のある方、難病の方の1万2千人くらいが本当の対象者であり、その中で高齢者の方もいるが、情報を持っている部署が異なるため実際どのくらいが重複しているのかは分からない。重複者を除くと1万人を割り込むくらいでないかと想定できる。

委員：

他市ではどのような絞り込みをしているのか。

説明員：

国分寺市などの人口が20万人程度のところは、西東京市で考える範囲と全く同じところもある。人口の多い練馬区は同じ条件だと多過ぎるのでもう少し絞り込みが必要であるという議論の中で、考え方は西東京市と同じにしながら実際の要援護者は各所管で絞り込んでいる。

委員：

情報を収集するのは65歳以上の人で、その中で各部署が要援護者を絞り込んでいくということなのか。だから西東京市としては65歳以上の人全員の情報を集めることに審議会でOKして欲しいということか。

説明員：

そのとおりである。国分寺市でやった方法と全く同じである。

委員：

65歳以上というと何人くらいになるのか。

説明員：

65歳以上だと2万4千人である。

委員：

要するに2万4千人の情報を集めることに同意してほしいということか。

説明員：

そういうことである。ただし2万4千人の避難支援プランを作って支援していくということではない。

委員：

2万4千人の情報を集めたからといって、実際にはその中から数を絞り込んでいくのに、2万4千人の情報を集めて管理することは適切なのか。65歳以上全員の情報を集めたいというのではなく、最初の段階からもう少し絞り込むという考えは市にはないのか。

説明員：

要介護度等の枠を設定すると、その中からこぼれる人が出てくる。

委員：

どのようにやってもこぼれる人が出てくる。実際に助けられる人数がどれだけいるのかと考えると、重い方を優先せざるを得ない。こぼれ落ちる人がいたとしても、助けられない人数の情報を最初から集めても仕方ないのではないか。

説明員：

突然具合が悪くなった人がいた場合に、平時からその人の情報を持っていないと支援することができなくなる。

委員：

それは、要介護認定を受けていない人が急に障害者になるかもしれないし、健常者がいつ事故に遭うか分からないというのと同じレベルの議論である。

説明員：

そのような身体的な変化が生じるリスクの高い人が、65歳以上に多くみられると考えている。

委員：

65歳以上の人の情報を全部集めて、その中から要援護者を各部署が細かく検討するというのは、それでいいのか。そこまでの情報を集める必要があるのか疑問に思う。

委員：

今の時点で確実な資料がないのであれば、比較的集めやすい65歳以上で一人暮らしという人の中に、要介護の人を当てはめるところから始めないと、人数は少なくならない。障害者・難病者を重複する部分をどこに合わせるか、重複者としてそのようにして絞っていくしか今はない。

委員：

基本的には、年齢は低い方がなるべく多くの市民に対して親切だと考える。事務的に大変でないならば65歳以上くらいで大体カバーできるだろうと思う。年齢を上げるとなると、それだけの西東京市独自の主張ができないといけないのではないか。事務的に大丈夫ならなるべく低い方が市民にとってはよい。この要援護者登録制度は先進市でも65歳以上でやっているのだから、年齢を高くするよりも65歳以上でやるのがよいと思う。

委員：

外部への情報提供を踏まえると、氏名から要介護度・障害の程度等までの情報を共有するということがか。

説明員：

そのとおりである。

委員：

要介護度・障害の程度等の部分については、どのくらいの人数がいるのかは集めてみないと分からないということだが、今は何も集められていないのか。

説明員：

そういうことである。現状では危機管理室は何の情報も持っていない。

委員：

高齢者支援課や障害福祉課に情報をもらってからということになる。今までの話からすると、情報を集めて突き合わせてみないと分からないのだから、危機管理室が情報を集めるのは良いと思う。その中で優先順位がどの程度かというのを危機管理室がある程

度把握するのは分かる。その情報を外部提供するときには、情報の範囲は同じなのか。

説明員：

同じ範囲で使うことは考えていない。町会・自治会というところも情報提供先として示してあるが、個人情報扱うには網をかけなければいけないので、研修を行う等の提供するシステムを構築してからでないと、こちらとしても情報を渡すのは難しいと考えている。警察や消防、社会福祉協議会、地域包括支援センターについては、それぞれの組織の中で個人情報保護に関しての仕組みを持っているので、情報提供しても問題はなく個人情報は保護されると考えている。民生委員に関しても同様に考えている。

委員：

3万6千人ではなく、絞った後の情報を渡すということか。

説明員：

そのとおりである。

会長：

私が市長から審議を受けたのは、当該実施機関あるいはその関係機関相互間で個人情報の目的外使用をしてOKかどうかということである。ここで委員の方がおっしゃっているのは、包括的に一つの答えでOKはできないのではないかということだと思う。絞り込みをするためにはOKをもらって現実の情報を突き合わせてみないと絞り込めない、というのはそのとおりである。絞り込んだものをOKするかどうかは、また別の段階ではないのかということではないか。

委員：

それは2回に分けてやってもよいと思う。

説明員：

危機管理室でもらったすべての情報をそのまま関係機関に渡すということではない。

委員：

その場合、その絞った結果の情報を、消防等公的機関はよいとしても町会・自治会等に同じように渡すのはよいかという問題もある。

説明員：

それは同じ条件で渡せない。現状では無理だと考えている。

委員：

町会・自治会は年々会長や役員が替わる。その年によってどういう人が役員になるのか、という心配もある。

委員：

手上げ・同意方式は65歳以上の方を対象としているが、それは自分で情報を出してよいということだから問題ない。関係機関共有方式で本人の同意を得られないで、本人の情報をどこまで出してよいかということが問題だと思う。関係機関共有方式についても手上げ・同意方式と同じようにやりたいと市では考えているのか。65歳以上の2万4千人の情報を関係機関から全部集めてきて、市で絞り込みをかけて、それを各部署で優先して助ける人の検討をなさいということになると思うが、その検討するときには相当の人数を関係機関に割り振って絞り込みの作業をするしかないのか。

説明員：

それぞれの部署で持っている情報を本人の承諾なしに危機管理室に提供してよいかどうかというのが一つの審議事項であると同時に、危機管理室がそれぞれの部署から情報を集めてよいかということでもある。また、各部署の情報を集めて初めて、重複している人がいるかどうかを判明する。状態の重い方から助けていかなければいけないので、優先順位をつけていくことになる。外部提供の場合は、その優先順位をつけたすべての情報をそのまま1冊の簿冊にして渡すかどうかについては、警察や消防は市内全域を網羅しており、情報管理も徹底しているのでそのまま渡して、市全域の支援もできる

だろうと思う。ただ、地域包括支援センターは市内で八つの地区割りをしており、担当しているそれぞれの地区のものだけを危機管理室で分割して渡すことになる。社会福祉協議会は、会長に簿冊をそのまま渡して、会長の責任のもと個人情報の管理をしてもらいながら、危機管理室ではなく社会福祉協議会で地区割りをしてもらいたいと考えている。

委員：

危機管理室で、要介護度や障害者の方の情報を全部集めて、重複の状況などをきちんと整理したい、というのは分かる。要介護1の方は軽いから集めず、要介護2以上の方や障害者の方の情報を全部集めて、それだけでも相当の人数がいると思うので、そこで重複者が何人いるかを把握して、それで不十分なら対象範囲を広げるというやり方は考えていないのか。

説明員：

関係機関共有方式の対象者も手上げ・同意方式と同じにすると考えている。

委員：

情報収集について本人の同意のある手上げ・同意方式と、本人の同意のない関係機関共有方式とでは収集する情報の範囲は違ってくる。一つの部署で情報を収集する必要性は分かるが、方式が違うのに収集範囲は同じというのは違うのではないか。

会長：

審議会に求められているのは、個人情報にアクセスしてOKかどうかであり、OKしてアクセスしないと絞り込みできず、進められないため早くOKする必要があるが、システムがきちんとしていないのにOKは出せないということである。今の状態で、どのようなプロセスでOKするかということである。委員から質問がなければ説明員に退席してもらい、委員だけで審議をしたい。

事務局：

条件を付けた答申というのも過去にはある。地区割りした中では優先順位をつけて絞った名簿を渡すのか、地区内全員の名簿を渡すことになるのか。

説明員：

絞った名簿を渡すことになる。

会長：

我々は市長から諮問されたことを審議するのであって、先々のことを説明されても、諮問に書かれていないことをベースにOKは出せない。

これ以上の質問がないようなので、説明員の方は退席してください。

休憩

会長：

委員の皆さんそれぞれに意見があると思う。今回は現状を知らなければ対策が立てられないので、決められているルールを多少ゆるめて欲しいということである。一つのOKですべてOKというわけにはいかないが、情報収集の段階だけのOKを条件を付けて出して、情報を絞り込んだときにまたOKを出す、という2段階でいくのがよいのではないか。

委員：

それが現実的だと思う。

会長：

OKを出すとするば、どのような条件で出すのか。

委員：

65歳以上の全員を集めると、元気な人の情報も集めることになってしまう。

委員：

だれが元気かどうかは分からないから、要介護認定や障害者手帳の有無で選ぶしかないのではないか。

委員：

最初は65歳以上の高齢者から難病の人まで全部の情報を集め、その中からどう優先順位をつけていくかは、担当部署に任せるしかないと思う。それを認めるかどうかということになるが、この状況ではまずその部分は担当課に認めてもよいのではないか。

会長：

この名簿の情報は、犯罪者からすれば非常に貴重なものになるので、非常に神経質に扱う必要がある。期間や立場等の条件をつけて、チームを作るなどして、その人たちだけで情報の収集と絞り込みだけを目的に行うのはOKし、その絞り込んだ情報をどうするかはもう一度審議する、というようなやり方であればよいのではないかと考える。

委員：

個人情報流出の事件を見ていると、データ等で不用意に流出してしまうと回収が不可能になってしまう。悪意でなくてもミスで起こることもある。

委員：

外部の持ち出しの禁止等、情報の管理を徹底させて行う必要がある。

委員：

この計画を作るにはどこかで情報を作らなければ仕方ない。情報の流出が怖いと言っているのは、何もできなくなってしまう。情報の管理の問題だ。

委員：

情報収集の機関は危機管理室でよい、ということか。

委員：

担当課から何人かメンバーを絞ってやるのがよいのではないか。

委員：

紙ベースではなく、パソコンでリストを照合するのか。

事務局：

おそらくパソコンのファイルでリストを作成することになるかと思われる。

委員：

これまでの運用はどうなっているのか、福祉部の職員が税務情報にアクセスできるのか。

事務局：

福祉部の職員に権限が付与されており、情報を見る必要のある担当部署の職員が見ることができる。システムが入っているので、それにアクセスできるかできないかという権限で、職員一人一人にパスワードが付与され、権限のある職員のみがアクセスできる。

委員：

だれが情報にアクセスしたかは分かるのか。

事務局：

情報推進課で分かる。

会長：

パソコンのファイルの西東京市20万人のデータから65歳以上を抽出してリストを作成し、それに高齢者支援課のリストを突き合わせてまた一つのリストを作り、さらに家族構成等を突き合わせていくことでリストを作成していくことになるだろう。

委員：

データの収集は職員がやるのか、外部に委託することはないか。

委員：

外部委託などしたら大変なことになる。

会長：

そのデータを収集するというのが、一つ大切なことになる。

委員：

現在市民課などで住民基本台帳ネットワークにアクセスする場合は、制限があるのか。

事務局：

職務で必要な職員のみがアクセスできるようになっている。

委員：

今回情報を収集すると、収集した人は全員の情報を見ることができるということになる。

会長：

だからこの人なら情報にアクセスしてOKですよ、としなければならないのである。

委員：

数人の人だけが見るにしても、最初から2万4千人の情報すべてを収集する必要があるのか。絞り込んだ情報だけを収集することはできないか。

会長：

まずは各部署のデータベースからそれぞれのリストを取ることはできない。

委員：

最初は全員の情報を収集せざるをえない。今ある名簿からは絞り込んだ人を抽出することはできない。

会長：

2万4千人のリストから、各部署のリストを突き合わせていって、どんどんデータを減らしていくことになる。減らす作業をするためには審議会でOKを出さないといけない。ただ、市長の諮問のとおり一つOKを出せばすべてOKだ、ということとはできない。だから、作業することにはOKを出して、作業でできたものをどのように外部提供するのかについてまたOKを出して、2段階でいくのはどうか、と考える。情報の流出を防ぐために条件を付けるべきである。

委員：

それでよいと思う。

会長：

審議会はすべての手続を分かっているわけではないので、こういう考え方でOKを出しましょう、ということである。

委員：

そうすると、答申という形ではどこまでになるのか。

会長：

答申は、審議会はこう考える、というものになる。

委員：

情報の外部提供については、また別途ということに記載するということである。

委員：

情報の流出について、高い危機意識をもってどのように管理していくのか具体的に作ってもらって、その上でOKを出すのがよいと思う。

事務局：

まずは情報の収集をやってみて、その後どのように絞り込むのかについては審議会で再度諮るといふことか。

会長：

データを収集するのはOKである。収集する方法としては、特定の人が、特定の期間だけ収集することにはOKを出す、という方法にしたい。その集めたデータをベースに

絞り込んでください、その絞り込みの方法についてはお任せします。ただ、絞り込んだ後のデータをどのように扱い、外部に提供するかは、再度審議会のOKを取ってください、ということである。

委員：

情報の収集の方法についても、限定的に認めるということである。

事務局：

絞り込みまではよいということか。

会長：

そのとおりである。

事務局：

外部に提供することはまた別であるということか。

委員：

外部提供はまた別になる。

委員：

まずは対象となる人たちがどれくらいいるのかを把握するために認めましょうということで、それは一定の期間に一定の人たちで作成してもらおう。そして作られたものを外部に提供していいかはまた審議すると同時に、名簿の更新についても審議するということか。

会長：

そのとおりである。まずは審議会としてこう考えるというものを出して、それに対し危機管理室がリーダーとなってこうやります、というものを考えてもらう。

委員：

答申が2回になるということか。

会長：

そのとおりである。データを作ってみなければ分からないので、作る人だけに限定して許可します、ということである。

委員：

最初の諮問は外部提供のことも含めた包括的な諮問なので、今回は1次答申、今後は2次答申というような形でよいのではないか。

委員：

今後については、今回を踏まえてまた議論して結論を出す、ということである。

会長：

それでよいと思う。次回の日程は6月30日の午前とする。

事務局：

今回は1次答申案の最終的な検討をしていく。

会長：

今回の審議会は、閉会とする。